



鳥取県公報

平成14年11月26日(火)
第7438号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定 (582) (福祉保健課)	1
	結核予防法による医療機関の指定 (583) (健康対策課)	2
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧 (584) (循環型社会推進課)	2
	農地保有合理化事業規程の承認 (585) (経営支援課)	3
	土地改良事業の認可申請の適否の決定 (586) (耕地課)	3
	特別保護地区の指定 (587) (森林保全課)	4
	保安林の指定の解除 (588) (")	4
	土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (2件) (589・590) (都市計画課)	4
	港湾区域の設定の一部改正 (591) (空港港湾課)	5
	海岸保全区域の指定の一部改正 (592) (")	6
	鳥取港臨港地区内の分区の指定の一部改正 (3件) (593~595) (")	6
教委告示	臨時教育委員会の招集 (24) (総務福利課)	8
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	8

告 示

鳥取県告示第582号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設アイアイ	米子市榎原1823	平成14年11月8日

2 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日

徳永進	鳥取市行徳三丁目431	野の花診療所	鳥取市行徳三丁目431	訪問看護、居宅療養管理指導	平成14年7月1日
社会福祉法人萌生会	日野郡溝口町長山161-1	グループホームなごみ	日野郡溝口町長山171	痴呆対応型共同生活介護	平成14年9月30日
津山調剤薬局株式会社	岡山県津山市南新座106-3	いなば調剤薬局的場店	鳥取市的場二丁目71	居宅療養管理指導	平成14年11月1日
社会福祉法人ショウトク福祉会	米子市榎原1889-6	介護老人保健施設アイアイ	米子市榎原1823	通所リハビリテーション、短期入所療養介護	平成14年11月8日

鳥取県告示第583号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
さくら薬局	倉吉市東昭和町158-1	平成14年9月1日

鳥取県告示第584号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定に基づき、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者から平成14年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出があったので、同法第9条及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）第6条の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の副本及びその添付書類

2 縦覧に供する期間

平成14年11月26日から3月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730

鳥取県東部健康福祉センター保健環境部生活環境課

八頭郡郡家町大字郡家40

鳥取県東部健康福祉センター八頭地域保健福祉部保健衛生課

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部健康福祉センター保健環境部生活環境課

米子市東福原一丁目1 - 45

鳥取県西部健康福祉センター保健環境部生活環境課

日野郡日野町根雨71 - 1

鳥取県日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

鳥取県告示第585号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人鹿野ふるさと振興公社
気高郡鹿野町大字今市418 - 2
- 2 承認年月日
平成14年11月19日
- 3 承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業
- 4 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域
鹿野町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）

鳥取県告示第586号

日野郡日野町黒坂351 - 1 遠藤江美子ほか4人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業袋尻地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成14年11月27日から28日間
- 3 縦覧に供する場所
日野町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第587号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第3項の規定に基づき、芦津鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第21条において準用する同令第20条の規定により告示する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存続期間	面 積
芦津鳥獣保護区特別保護地区	芦津鳥獣保護区の区域のうち、鳥取森林管理署沖ノ山国有林59林班及び千代川森林計画区の智頭町に係る168林班から170林班までの区域	平成14年11月26日から平成24年10月31日まで	265ヘクタール

鳥取県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字浜通り2475の183、2475の186、2475の191、2475の192、2475の193、2475の355

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第589号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、鳥取市桂木津ノ井土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

平成12年9月22日から平成19年3月31日まで

2 施行地区

除外する部分

鳥取市津ノ井字礮添、字上泓及び字下泓ノ一の各一部

3 事務所の所在地

鳥取市桂木141 - 1

4 設立認可の年月日

平成12年 9月18日

5 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

事務所内の掲示板等に掲示して行う。

7 変更認可の年月日

平成14年11月19日

鳥取県告示第590号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、鳥取市円護寺団地第二土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 事業施行期間

変更前 平成12年11月17日から平成15年3月31日まで

変更後 平成12年11月17日から平成15年6月30日まで

2 施行地区

変更なし

3 事務所の所在地

鳥取市立川町六丁目176

4 設立認可の年月日

平成12年11月9日

5 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

事務所内の掲示板等に掲示して行う。

7 変更認可の年月日

平成14年11月19日

鳥取県告示第591号

昭和28年鳥取県告示第52号（港湾区域の設定について）の一部を次のように改正する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

港 名	港 湾 区 域	港 名	港 湾 区 域
田後港	略	田後港	略
赤碓港	西防波堤電灯（北緯35度30分45秒東経133度39分27秒）を中心として1,800メートルの半径を有する円内の海面	赤碓港	西防波堤電灯（北緯35度30分34秒東経133度39分37秒）を中心として1,800メートルの半径を有する円内の海面
米子港	略	米子港	略

鳥取県告示第592号

昭和52年鳥取県告示第406号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
海岸名	区域 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 次の基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を除いた区域 </div>	海岸名	区域 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 次の基点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を除いた区域 </div>
略		略	
鳥取県 鳥取沿 岸鳥取 港海岸 賀露西 浜地区 海岸	基点1 鳥取市賀露町西4丁目地先鳥取港灯台（北緯35度32分34秒東経134度11分02秒）から211度40分00秒956.00メートルの点 基点2～基点12 略	基点1 鳥取市賀露町字西浜地先鳥取港灯台（北緯35度32分23秒東経134度11分12秒）から211度40分00秒956.00メートルの点 基点2～基点12 略	
略		略	

鳥取県告示第593号

昭和61年鳥取県告示第1000号（鳥取港臨港地区内の分区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 商港区</p> <p>次の の地点から <u>28 - 1</u> の地点までを順次に直線で結んだ線及び <u>28 - 1</u> の地点と の地点を結んだ線並びに ㊸ の地点から <u>52 - 4</u> の地点までを順次に直線で結んだ線及び <u>52 - 4</u> の地点と ㊸ の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>の地点 鳥取市賀露町西4丁目地先鳥取港灯台 (北緯35度32分34秒東経134度11分02秒) から125度45分14秒363.35メートルの地点</p> <p>の地点 ~ <u>52 - 4</u> の地点 略</p>	<p>1 商港区</p> <p>次の の地点から <u>28 - 1</u> の地点までを順次に直線で結んだ線及び <u>28 - 1</u> の地点と の地点を結んだ線並びに ㊸ の地点から <u>52 - 4</u> の地点までを順次に直線で結んだ線及び <u>52 - 4</u> の地点と ㊸ の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>の地点 鳥取市賀露町字中の瀬地先鳥取港灯台 (北緯35度32分23.09秒東経134度11分11.72秒) から125度45分14秒363.35メートルの地点</p> <p>の地点 ~ <u>52 - 4</u> の地点 略</p>

鳥取県告示第594号

昭和63年鳥取県告示第221号（鳥取港臨港地区内の分区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>保安港区</p> <p>次の の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>の地点 鳥取市賀露町西4丁目地先鳥取港灯台 (北緯35度32分34秒東経134度11分02秒) から106度44分08秒740.19メートルの地点</p> <p>の地点 ~ の地点 略</p>	<p>保安港区</p> <p>次の の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>の地点 鳥取市賀露町字中の瀬地先鳥取港灯台 (北緯35度32分23.09秒東経134度11分11.72秒) から106度44分08秒740.19メートルの地点</p> <p>の地点 ~ の地点 略</p>

鳥取県告示第595号

平成14年鳥取県告示第37号（鳥取港臨港地区内の分区の指定について）の一部を次のように改正する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 漁港区</p> <p>次の の地点から ⑥⑤ の地点までを順次に直線で結んだ線及び ⑥⑤ の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>の地点 鳥取市賀露町西4丁目地先鳥取港灯台 (北緯35度32分34秒東経134度11分02秒) から221度11分22秒801.38メートルの地点</p> <p>の地点 ~ ⑥⑤ の地点 略</p>	<p>1 漁港区</p> <p>次の の地点から ⑥⑤ の地点までを順次に直線で結んだ線及び ⑥⑤ の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>の地点 鳥取市賀露町字中の瀬地先鳥取港灯台 (北緯35度32分23.09秒東経134度11分11.72秒) から221度11分22秒801.38メートルの地点</p> <p>の地点 ~ ⑥⑤ の地点 略</p>

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第24号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年11月26日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年11月27日（水）午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成14年度末公立学校教職員人事異動方針について
 - (2) その他

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立八頭高校グラウンド整地工事 (ホッケー場舗装工)
- (2) 工事場所 八頭郡郡家町大字久能寺
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により、県立八頭高等学校のホッケー場の舗装工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

人 工 芝 A = 6,409m²

アスファルト舗装工 A = 6,956m²

路 盤 工 A = 6,956m²

(5) 工 期 平成14年12月から平成15年3月28日まで

(6) 予定価格 290,885,700円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。) 又は平成13年鳥取県告示第291号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下、「入札参加資格」という。) のうち、ほ装工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年11月26日 (火) から同年12月4日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成14年4月1日 (日) から同年12月4日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (昭和27年法律第172号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続きを行っている者を除く。) でないこと。

オ 次の技術者を有していること。

常勤の正社員であり、かつ、舗装施工管理技術者の登録 (共同企業体の代表者にあっては、1級に係るものに限る。) を受けている者であって、アスファルト合材の品質管理を行うことができる者 1名以上

カ 次の作業員を有していること。

常勤の正社員であって、アスファルトフィニッシャーを操作できる者、マカダムローラーを操作できる者、タイヤローラーを操作できる者及びレーキマン (舗装において、最後の微調整を専門に行う者をいう。) 各1名以上

キ 次の舗装用機械を備えていること。

自己が保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) の規定による耐用年数 (以下「法定耐用年数」という。) の70パーセント以上 (法定耐用年数が10年以上

の場合は、60パーセント以上) 120パーセント以下であるリース契約 (リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。) により使用する次の表に掲げる機械

機 械 名	能 力 等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車輛の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車輛の重量が8トン以上のもの

ク 表層工及び路盤工 (特殊工法部分を除く。) を下請け業者の施工によらずに自ら施工できること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア ほ装工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているホッケー場若しくはサッカー場又はこれらに準ずる施設に係る面積6,000平方メートル以上の人工芝工事 (以下「同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、代表者の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) ほ装工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる監理技術者に加え、ウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア ほ装工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、ほ装工事のA級に係るものを有すること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工監理の検定に合格した者であり、かつ、ほ装工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) ウの(イ)に掲げる基準

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年11月26日（火）から同年12月4日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年11月26日（火）から同年12月4日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

